

会 議 記 録

会議名称	令和2年度第1回 杉並区公契約審議会	
日時	令和2年8月26日(水) 午前10時00分～午前11時15分	
場所	中棟4階 第2委員会室	
出席者	委員名	水島委員、砂川委員、金子委員、高取委員、島田委員、大久保委員
	事務局	総務部長、営繕課長、経理課長、地域施設担当課長、土木管理課長、土木計画課長、契約統括係長、契約担当係長、契約担当係職員
傍聴者	1名	
配布資料	資料1 杉並区公契約審議会委員名簿 資料2 杉並区公契約審議会事務局名簿 資料3 杉並区公契約条例 資料4 杉並区公契約条例施行規則 資料5 都内自治体の公契約条例の内容比較 資料6 杉並区公契約条例 特定公契約特約(工事)(案) 資料7 杉並区公契約条例 特定公契約特約(委託)(案) 資料8 令和元年度 委託業務における労働環境モニタリング実施結果(最低賃金額) 資料9 審議会の検討スケジュールについて(案) 資料10 先行自治体における労働報酬下限額について 参考資料 (席上配布)	
会議次第	1 開会 2 委員紹介 3 区側出席者紹介 4 会長及び職務代理の選出 5 諮問 6 報告 ○杉並区公契約条例の概要及び施行規則の制定等について 7 議事 ○公契約審議会の検討スケジュールについて ○労働報酬下限額の設定について ア 工事又は製造の請負契約 イ 上記ア以外の請負契約並びに業務委託 ウ 指定管理協定 8 その他 ○第2回杉並区公契約審議会 9 閉会	

○経理課長 本日の委員の出席の状況でございますが、6名全員、出席を頂いておりますので、定足数に達していることをご報告申し上げます。

また、本日、第1回でございますので、会長の選出がございます。それが行われるまでは、大変僭越ではございますが、私が進行役を務めさせていただきたいと思います。

それでは、開会いたしますので、開会に先立ちまして、まず白垣総務部長より一言ご挨拶申し上げます。

○総務部長 皆さん、おはようございます。総務部長をしております白垣と申します。

このたびは皆様におかれましては、本区の公契約審議会の委員をお引き受け頂きまして、誠にありがとうございます。また、事業者団体、そして労働者団体の代表として本審議会の委員に加わっていただきました皆様におかれましては、公契約条例の制定に当たって、多大なるご理解とご協力を賜りましたことを、この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。

おかげさまをもちまして、特別区の中では7番目の条例制定ということになりましたが、その内容につきましては、実効性が担保された、非常に中身のあつた条例になったものと認識してございます。ただし、条例の制定というものは、言うまでもなくゴールではなく条例に目的として掲げております、労働者の適正な労働環境の整備、そして公共工事等の品質の確保、さらには、それらによって、地域経済の活性化及び区民福祉の増進、これを実現することこそがゴールであるというふうに考えてございます。

当審議会につきましても、その目的を実現するための手段として設置するものでございます。どうか、委員の皆さんにおかれましては、それぞれのお立場、また知見を生かしながら、多角的、多面的にご審議を賜ればと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

なお、最後になりますけれども、本日、初回ということで、本来であれば区長から直接皆様に委嘱状を手交するところでございますが、こうした折でございまして、区長は、本日、公務が別に入っておりますので、出席できません。そのため、委嘱状につきましては、委員の皆様のお手元に配付させていただきますので、どうぞご了承いただきたいと存じます。私からは以上です。

○経理課長 それでは、次第の2の委員紹介に進めさせていただきます。

本日は、初顔合わせということでございますので、委員の皆様におかれましては、自己紹介形式でお願いしたいと存じます。

本日配付している資料の2枚目に資料1に委員名簿がございますので、この委員の名簿順に沿ってお願いしたいと思います。

(各委員の自己紹介)

○経理課長 委員の皆様ありがとうございました。

ここで、区側の出席者につきましても、委員の皆様にご紹介をしたいと思います。こちらにつきましては、資料2に事務局職員の名簿がございます。区側も名簿順に沿いまして、自己紹介をさせていただきます。

(事務局職員の紹介)

○経理課長 それでは、次第の4の会長及び職務代理の選出に移らせていただきます。

資料の3といたしまして、杉並区公契約条例をお配りしておりますが、この条例の第17条第1項の規定に基づきまして、本審議会の会長について、委員の互選により定めてまいりたいと存じます。

早速でございますが、会長への立候補、もしくは適任と思われる方のご推薦等ございましたら、まず挙手をお願いしたいと思います。どなたか、いらっしゃらないでしょうか。

○委員 私は学識経験者の島田教授を会長に推薦させていただきたいと思います。先ほどご紹介でもありましたが、労働法の専門でいらっしゃるということで、豊富なご経験をお持ちだと思いますので、適任と思ひまして、推薦をさせていただきます。いかがでしょうか。

○経理課長 ただいま、島田委員をご推薦する意見がございました。

他の委員の皆さんでほかにご意見がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。

(なし)

○経理課長 それでは、島田委員に会長をお務めいただくことにつきまして、ご承諾いただける方は、恐れ入りますが拍手をお願いしたいと思います。

(拍手)

○経理課長 ありがとうございます。それでは、全員一致で、会長は島田委員に決定いたしました。

この後の進行につきましては、島田会長に引継ぎをしたいと思っておりますので、まず前方の会長席のほうへご移動をお願いいたします。

(会長席へ移動)

○会長 今、皆様から会長にご指名を頂きました島田でございます。委員の皆様、事務局の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきたいと思っております。条例第17条第3項の規定によって、会長はあらかじめ職務代理者を指名するという事になってございます。

そこで、僭越でございますが、指名をさせていただきます。委員にお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員 はい。会長からの指名でございますので、謹んでお受けいたします。

○会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○会長 はい。それでは、委員、一言ご挨拶を頂戴できればと思います。

○委員 会長の職務代理としまして、公契約の適切な審議に貢献してまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。この後、次第の5に入りたいと思っておりますが、諮問ということになります。事務局、よろしくお願い申し上げます。

○総務部長 はい。それでは、私のほうから区長から諮問書を預かってまいりましたので、これより会長に直接お渡ししたいと思います。

杉並区公契約審議会会長様。杉並区長、田中良。杉並区公契約審議会への諮問について。杉並区公契約条例第7条第2項の規定に基づき下記のとおり諮問する。諮問事項。令和3年度における杉並区公契約条例第7条第1項に規定する労働報酬下限額についてでございます。よろしくお願い申し上げます。

(総務部長から会長へ諮問書を手交)

○会長 では、今、諮問を頂戴いたしました。そこで、この諮問内容に踏まえてこれより審議を進めたいと存じます。

まず、次第6でございますが、杉並区公契約条例の概要及び施行規則の制定等について、事務局からご報告を頂戴できればと存じます。

○経理課長 はい。まず、本日お配りいたしました資料の確認をいたしたいと思っております。

(配布資料の確認)

○経理課長 それでは、区の条例及び施行規則等についてご報告をさせていただきたいと思っております。資料5をご覧くださいよろしいでしょうか。

それでは、本区の公契約条例の特徴について、都内の先行自治体の条例と比較をしながら、概略をご説明させていただきたいと思っております。

まず、表の一番左側の項目をご覧くださいながら内容を確認していただきたいと存じます。条例の設置の目的についてでございますが、杉並区以下、ほかの自治体におきまして、さほど大きな違いはございませんが、この表の下に、「地域経済の活性化に関する規定内容」という欄がございます。ここに記載されている杉並区の内容のうちの二つ目に、事業者の評価に関する方針を定めている点につきましては、他区と比較して杉並区の特徴となっているということで、ご理解いただきたいと存じます。

それから、次に、本区が条例の対象としている契約は、資料に記載しているとおり、工事や製造請負につきましては予定価格5,000万円以上。この額につきましては、他の自治体ではもう少し対象を大きくしている自治体もあれば、2,000万円、3,000万円と、杉並区の5,000万円よりも低い額を対象にしている自治体もございます。これは地域性に違いがございますが、杉並区の5,000万円というのは、規模的には中間的な金額を対象にしているというところをご理解いただけたらと存じます。

次に、その下の委託等の予定価格でございますが、こちらにつきましては、他の自治体と見比べますと、足立区を除き、平均的な規模となっており、ご理解していただけたらと存じます。

さらに、その下の欄は、労働報酬下限額以上の賃金の支払い等をどのように確認していくかという方法でございます。本区につきましては、雇用契約の締結状況や労働者への支払い賃金の状況につきまして、所定の様式を使って、受注者におかれましては、「はい」、「いいえ」でチェックするというような報告形式を行うことで、検討を進めているところでございます。

このようなチェックシートの方式につきましては、資料をご覧くださいますと、世田谷区と新宿区で既に実施してございます。杉並区といたしましては、こうした方法により、受注事業者におきましては、賃金台帳作成の手間や区へ

の報告書類を作成する負担が軽減でき、さらに、区におきましても、提出された資料、あるいは確認作業について負担軽減を図りながら、賃金の支払い状況を確認ができるというメリットを考えているところでございます。

また、条例の内容につきましては、主な項目を標目のほうに列記をしてございますが、この丸がついているところが、杉並区の条例で規定している内容でございます。下請業者が賃金等の未払いや労働報酬下限額を下回った場合の連帯責任を元請に負っていただくことや、あるいは職員の事業者への立入り調査により是正措置を図っていく、もしくは契約の解除、違約金の徴収などです。この公契約条例を進めていく上で、必要と思われる事項について全て規定しているところが、特徴でございます。

こうした内容につきましては、他の先行自治体の例によりますと、本区と渋谷区のみとなっております。

なお、この条例の内容をどのようにして守っていただくかという点につきましては、案でございますが、資料6と資料7を確定させまして、来年度、4月1日以降の該当する契約の締結時に契約書の特約条項として添付をいたしまして、受注者との合意を図っていくということで進めてまいりたいと思います。

公契約条例の内容につきまして、他区との比較についてご説明をさせていただきました。

それから、資料の8についても説明をさせていただきたいと思います。

タイトルが、「令和元年度 委託業務における労働環境モニタリング実施結果」ということで、最低賃金等の状況をまとめたものでございます。

令和元年度に実施したモニタリングの結果をまとめたもので、この調査の対象になったものとしたしましては、区が実施する委託契約の中で役務を提供するものを対象としており、受託の事業者が業務従事者へ支払った賃金のうち最も低い賃金という形で時間単価に換算をして、報告を受けたものでございます。簡単に、表の見方について、ご説明をさせていただきたいと思います。

一番左端に「契約件数」がございまして、こちらの欄につきましては、調査対象となった、1から7の業務に対する報告の契約件数でございます。

そして、その契約件数の一つ右隣に「契約あたりの平均従事者数」という欄がございまして、こちらにつきましては、報告された従事者数を全て合計いた

しまして、これを契約件数で除すことによって、一つ当たりの契約で大体どのくらいの従事者がいるかということ、目安として表示しているものでございます。

さらに、「契約ごとの最低の賃金支払状況」の欄について、こちらの単位は従事者数の人数を表したのではなくて、契約の件数を表したものでございます。最も低い賃金の報告があった契約件数につきましては、1,013円を起点にいたしまして、右に行くほどに、5円ごとに区分しているものでございます。これらを全部横計いたしますと、それぞれの業務の契約件数の合計と一致するというふうに表を見ていただきたいと思います。

あと、表の欄外に注記の1がございますが、この調査の対象は、今回の特定公契約の予定価格1,000万円以上の契約と一致してございません。必ずしもそのような目的では取ってございませんので、ここにある件数が来年から実施するもののおおむねの数量ということではありません。事務局としては、現時点で把握できているものとして、例えば建物清掃業務ですと、今回の特定公契約の対象になるのは19個の契約になるのということ、目安として、右の欄に記載をさせていただいているものでございます。

この調査は非常に今後の検討に役立つものということで、これを参考に適用業務を検討してまいりました。その結果、この資料の1から7に掲げた業務を主に含む契約を対象として、来年の4月の契約分から運用していきます。

それでは、7つの業務の傾向を、簡単に説明させていただきます。

まず、No.1の建物清掃からNo.3の学校用務までの3業務については、賃金の支払い平均欄をご覧くださいと、この金額がおおむね最低賃金の1,013円であるということで、実際にどの程度の人数がこの対象になったかということまでは、詳細は把握できておりませんが、それぞれの契約の下で働く業務従事者の賃金は、ほとんど最低賃金である傾向をつかんでいるところでございます。

また、No.4の警備業務、それからNo.5の受付業務については、最も低い賃金の報告としては、1,400円以上と報告を頂いた契約もあれば、1,013円という報告を頂いたものがございます。同様の業務のくくりとしては、大分、差がある傾向になってございます。

それから、No.7の給食調理におきましては、契約件数として81件報告を頂い

たのですが、そのおおむね6割に相当する件数が、平均に値する1,043円を下回っている状況でございます。

区といたしましては、こういった状況を踏まえ、予定価格が1,000万円以上の委託業務においては、こうした労働集約的な業務において、労働者の賃金を少し底上げしていくというようなことを目的に、特定公契約と対象にしたものがございます。

あと、欄外に、公園清掃の契約について、注釈をつけさせていただきましたが、こちらは契約の形態が毎年入札で行っていることから、このモニタリングでは対象外としているため、実績を把握しておりません。ただ、この清掃業務の受注業者の傾向が、建物清掃や建物総合管理業務と同種同様の傾向がございますので、区といたしましては、公園清掃についても特定公契約の対象と考えたところでございます。報告は以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの報告に関しまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○委員 よろしいでしょうか。

○会長 はい。どうぞ。

○委員 私ども事業者団体も、今回のこの公契約条例につきましては、区内事業者の受注機会の確保ということで大変ご配慮いただきまして、本当にありがとうございます。この審議会にもぜひご協力をして、よりよい条例施行に協力してまいりたいと思っておりますが、やはり我々の団体の中でも、何かと心配する声がございます。

今回、労働報酬下限額の設定をすることについて、我々としましては、通常、工事の受注に当たり、工事予算がこの労働報酬下限額によって計算されてしまうのではないかという危惧が一部の会員からございましたので、その点を確認させていただきたいと思っております。

○会長 事務局、よろしく申し上げます。

○営繕課長 委員のほうからお話があった件でございますが、東京都のほうで単価が設定されておりますので、それに基づいて、発注、積算等を行っていくということがルールでございます。ここで決められた価格をもって積算をするということにはございませんので、そこは安心いただければと思います。

- 会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。
- 委員 はい。ありがとうございます。
- 会長 ほかの委員の方々、いかがでございますでしょうか。特にございませんか。
私から1点だけ伺いたします。先ほどご説明のあった5番の受付業務で、最低額と最高額に開きがございますけれども、これはどんな事情からこのようになるのでしょうか。
- 経理課長 この契約一件一件の事情をヒアリングして確認しているわけではないのですが、例えば人員の任用形態において、本来であればパートやアルバイトで補うところ、その補充がうまくいかず、社員等でやっている場合には、時間単価に換算すると高めにしているため、従事者のそのときの状態に応じて報告がなされているものと考えているところです。
- 会長 例えば、正社員の方の時給換算の金額などが反映している可能性が高いということですか。
- 経理課長 そういった事情もあると理解しているところです。
- 会長 分かりました。ほかにごございますでしょうか。
- （ なし ）
- 会長 特にございませんようでしたら、7の議事に入っていきたいと思いますが、最初、この審議会の検討スケジュールについて、事務局からご説明を頂戴できればと存じます。
- 経理課長 はい。それでは、資料9、審議会の検討スケジュール（案）についてをご覧ください。表は2段に分かれていますので、まずは1段目の公契約の審議会の欄をご覧ください。
この検討スケジュールにつきましては、第2回審議会を10月下旬頃に開催を予定しているところでございます。
あと、今後の動向にもよりますが、他の自治体では、この労働報酬下限額の基とする資料として、区の給料表の単価や、あるいは区のパートタイマー等の時間単価、これを参考にしているところがほとんどでございます。そういったことを加味いたしまして、近年ですと、区の職員の給料というのは、特別区人事委員会において、給与勧告というものが行われます。これは、大体10月に行われておりますが、ご存じのとおり現在のコロナ禍の影響により、勧告自体の

スケジュールがやや遅れている状況でございます。

これも踏まえまして、区側の考え方といたしましては、この勧告が出る時期を見計らって、第3回審議会を開催することも視野に入れて、12月に第3回審議会を開催する予定に入れさせていただいているところでございます。

ただ、区側の一応事情もございまして、遅くとも年内には審議会からの答申を頂きたいと考えております。又、12月に事業者向けの説明会を開催し、具体的な手続等を示したガイドラインを用いて説明いたします。それから、先ほど委員からもご発言がありましたが、令和3年度の当初予算を見据えて、区側の事務処理も可能な期間と考えてございますので、ぜひ参考にさせていただきたいと考えてございます。

それと、区といたしましては、この公契約条例の運用を開始するに当たりまして、これまで講じてきた入札や契約事務の基準についても、併せて検討しておりますので、情報提供をさせていただきます。私からは以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから本審議会の検討スケジュールに関しまして、今回、労働報酬下限額の設定の考え方を整理した上で、審議会が区の職員給与表、時間単価を基にした場合を踏まえて、次回の第2回審議会で答申案をまとめ、特別区人事委員会給与勧告後に第3回審議会で答申案を確認して答申をするというような方向でいかがかという案が提示されたわけでございますが。これについて、委員の皆様のご意見を頂戴したいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、提示いただきました案のとおり、審議会が区の職員給料表時間単価を基にするかにつきましては、本日、委員の皆様にご意見を伺ってまいります。また、次回の審議会は10月の下旬に開催し、場合によりましては12月に開催をする。こういうスケジュールでよろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、本日は、年内の答申に向けて、区分ごとの労働報酬下限額の設定の考え方、これを整理したいと存じます。

そこで、先行自治体がどのような考え方にに基づき労働報酬下限額を定めているか、参考にしたいと存じますので、事務局のほうからご説明を頂戴できればと存じます。

○経理課長 それでは、資料10、先行自治体における労働報酬下限額について、こちらをご覧ください。

資料のまず1番の「工事又は製造の請負契約」の項でございますが、こちらにつきましては、多くの先行自治体が熟練労働者、また一人親方の下限額、これとは別に、見習い・手元等の労働者の下限額を定めてございます。

こういった、背景を踏まえまして、熟練労働者・一人親方、こちらについてご説明をさせていただきます。

まず、東京都における職種別の公共工事設計労務単価を基にいたしまして、1時間当たりの単価に換算いたします。その上で、労働者へ支払う労働報酬下限額として幾ら以上としたらよいのか、こういったところを定める物差しといたしまして、どの自治体におきましても一律の割合を決めているところでございます。割合につきましては、資料の一覧に掲げているとおりでございます。これは直近の令和2年度における各自治体の割合でございます。

次に、(2)の「見習い・手元等の労働者」についてご説明をいたします。こちらにも、同様に公共工事設計労務単価を用いているのですが、基にしている職種につきましては、採用している自治体が全てではありません。この表でいきますと、千代田区と国分寺市と日野市を除いて、残りの自治体が、この見習い・手元労働者用の下限額を定めてございます。定めている場合、労務単価の職種のうち軽作業員の労務単価を1時間当たりの単価として一旦換算し、割合を定めて金額をはじき出しているところでございます。この専用の割合というのは、熟練労働者・一人親方の割合と同じではございません。この見習い・手元等の労働者用の割合を定めているものでございます。

これらの具体的な金額につきましては、参考資料の1番から3番に一覧表として掲示しておりますので、後で確認をしていただきたいと思います。

資料の説明を、続けて行わせていただきます。

2の工事又は製造以外の請負とそれから業務委託等についてご説明をいたします。別紙をつけてございますので、次のページをご覧ください。

この表に「労働報酬下限額」という欄がございます。委託等の対象業務に一律というような形で下限額を設定している自治体は、渋谷区、足立区、それから世田谷区、目黒区、新宿区とになってございます。そうでない自治体、千代田区と多摩市と国分寺市につきましては、業務ごとの職種等々に鑑みまして、それぞれ別々に下限額を設定してございます。

それから、基とした賃金の欄をご覧くださいよろしいでしょうか。区の職員の給料表、もしくは、区に勤務する会計年度任用職員となっていますけれども、パートタイマーやアルバイトの単価を基にして、労働報酬下限額を設定しております。

この給料表につきましては、先ほど人事委員会給与勧告のことをご報告させていただきましたが、この勧告に基づき、特別区においては、全て同一の職員給料表を使っております。ただ、会計年度任用職員となっているパートタイマーやアルバイトの単価につきましては、これは、各自治体が個別に定めているということをご承知おきください。

さらに、説明欄にも付記をさせていただきましたが、事務局が調べたところによりますと、区の職員の給料表を使っているというふうに言っている自治体においても、どこを使うかというのはやはり様々でございまして、例えば区の事務職員の給料を基に1時間単価を換算して下限額を設定する自治体もあれば、用務などの業務職員の給料表を基にして設定しているところがございます。これは各自治体まちまちでございます。

それから、算定の方法につきましても、算定式によって出てきた答えをそのまま下限額とせずに、それぞれの地域情勢等を踏まえまして、審議会において、その算定結果を上げたり下げたり、そういう決定をされており、先行している自治体が、そのような考え方で行っているところでございます。

最後に3番といたしまして、指定管理協定という項目がございます。日野市はもともと設定をしていませんが、それ以外の自治体におきましては、全て委託と同額の労働報酬下限額として定めているところでございます。

国分寺市、多摩市につきましては、自分たちの給料表を基にしていないことにつきまして、説明欄に書かせていただきました。多摩市につきましては、東京都の最低賃金や、あるいは委託料の支払い実績等、こういったものを労働報

酬下限額として幾らにするかを参考にして定めております。国分寺市につきましては、厚生労働省が発表している賃金構造基本統計調査、この中の製造業とサービス業の賃金を引用して、下限額とするというような決定をしております。

以上、簡単ではございますが、先行する自治体の動向は、このようになってございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からご説明ございました、先行自治体における労働報酬下限額の設定の考え方、それから参考資料を参考にしまして、杉並区におきまして、区分ごとに、何を基に下限額を定めることとすべきかを議論したいと思います。

まず、工事又は製造の請負契約につきまして、委員の皆さんのご意見を伺ってまいりたいと思います。

この区分につきましては、全ての先行自治体が職種別の設計労務単価の割合により労働報酬下限額を定めておりますが、それに倣うということで、よろしいかですね。また、熟練労働者等の下限額とは別に見習い等の下限額を定めるか、それともまとめて定めるか、こういう点が論点になろうかというふうに思います。

どうぞ、発言のある委員の方々、ご発言を頂戴できればと思いますが、いかがでございましょうか。

○委員 資料10の1の「工事又は製造の請負契約」におきまして、熟練労働者と見習い・手元の下限額を別に定めてはどうかというご提案ですが、私自身も、やはり熟練労働者の保護という観点からしても、やはり熟練工と見習工の単価は別に定めるべきではないかと思っております。

また、いわゆるこの全国的な統計を基にしました、公共工事の設計労務単価を基にして定めるというのが、これから世の中も様々変化をしていく中で、あえて区独自で何か算定基準を持つよりは、設計労務単価に基づいた算定をするほうが、毎年、労働報酬下限額を設定するにおいても、比較的世の中の時勢を反映した労働報酬下限額が設定できるのではないかと思っております。

一方で、私の団体の中でも意見を聞いてきましたが、参考資料の3ページに

ありますように、やはり見習い・手元労働者の下限額につきましては、一定程度、懸念が、私どもの団体からは出ております。

最低賃金が1,013円という中で、下限額設定におきまして3割近く高い設定だと、それだけの報酬をお支払いするということが、結構厳しいなという懸念が出ております。実際、1,348円となりますと、8時間の労働時間で1万円を日当で超えてくるということになります。いわゆる手元で、現場の中で何か物を運んでいただくとか、清掃をしていただくとか、そうした方々にそれだけのお給料がお支払いできるのか懸念として示されております。

もちろん最低賃金を超えた額ということは、当然私どもも認識はしておりますが、少しご検討を頂けないかと思えます。日当で1万円を超えてくるというのは、団体として非常に懸念しております。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

○委員 私どものほうでも、熟練労働者と未熟練の方を分けるのは致し方ないという意見が多いですが、川崎市であったように、実際に工事をやってみると、4割が未熟練とされ、熟練工の方まで未熟練の下限額まで賃金が下げられたという例もあります。分けるのは致し方ないですが、監視というところであれですけれども、賃金の支払い実態を確認していただくようなことが必要だと思います。建物は、4割が未熟練だと建たないと思います。

あと、杉並区の入札の落札率は幾らぐらいでしょうか。

○経理課長 それでは、よろしいですか。

○会長 はい。どうぞ。

○経理課長 年度ごとになりますので、一番直近で、30年度の落札率になりますが、一般競争入札、指名競争入札、これを全て足して、区全体で申しますと92.72%です。過去4年分ほど持っていますが、ほぼ変わりはありません。

また、ただいまのは全体の落札率でしたので、そのうち工事の入札結果で申し上げますと、30年度で、一般も指名も全部足して、全体の落札率は93.5%となります。

○委員 はい。ありがとうございます。多摩市で実際にありましたが、一番初め、落札率よりも低い労働報酬下限額が決まり、落札率に下限額が張りついてしまい、落札率が落ちてしまったそうです。実際にあったものが落ちてしまったので、

多摩市ではまた上げてきていると聞いております。落札率がそれだけ杉並区であれば、その辺でご検討いただけたらなと思います。そのため、90%をちょっと超えるような数字が出てくれば、一番ありがたいかなと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょうか。

○委員 最低賃金というのは、あくまでも最低の賃金という形ではございますので、そこは、少しそれより上というところはあるのかなと思います。

あとは、バランスだと思いますが、やはりワーキングプアの問題もありますし、生活できての賃金というところもあります。業界によって、賃金は違うと思いますが、一律ではないところの金額、あるいは一律のところの金額を見ましても、若干低めかなという感じは持っているところでございます。すぐ、一足飛びに上げていくという議論はなかなか難しいのかもしれませんが、少し中長期的な視点も持ちながら、審議会の中で、しっかりと上げていけるような議論というのを是非していきたいなと思っております。

あと、質問ですが、この一律と職種ごとに分けている地区がありますが、どういう経緯でこういうふうに分かれているのか参考にもなると思いますので、よろしくをお願いします。

○会長 じゃあ、事務局から、もし分かりましたらお願いいたします。

○経理課長 これは、ご質問にきちんとお答えできていないと思うのですが、先行自治体とは情報を密にして、資料の作成はしてまいりました。今のご質問の、一律でないところ、あるいは一律にしたところの考え方というのは、なかなか各区詳細なことについて、情報が取れないというのが実態でございまして、いかようにしてこの結果になっているかというのは、つかめていないところです。

ただ、全体的な流れとして、最初にやったところというのは、いろいろと形をつくることから検討していますけれども、後発の自治体は、先陣の取組を横目で見ながら、一旦それで行い、その後、いろいろ結果を見て、独自性が出ているとの話もあります。一言でなかなか言いにくいということで、教えてもらえなかったところもあるのかなと思います。

○総務部長 補足ですが、資料10の別紙を見ていただきますと、先ほど経理課長から説明したように、千代田区と多摩市、国分寺市が、業種別、職種別に下限額を定め

ております。例えば千代田区を見ていただきますと、区分として、警備員、保全管理員、清掃員、これはほかの一律にしているところも、当然、特定公契約にしている業態から考えれば、こういう人たちが働いているはずですが、その下の、栄養士、介護職、保健師、看護師という専門職が従事する業務を、特定公契約として対象にしているわけですね。

そうすると、こういう方は国家資格等がおありなので、それを一律で1,100円とか1,180円にするのはちょっと安過ぎるため、別途、専門性に鑑みて金額を出すべきと話があった。多摩市の例を聞いていると学童クラブや保育園の指導員、保育士を対象にしている。それと同じような考え方でそれ相応の金額が必要だと。そこだけ職種別を定めて、ほかのところは全く一律にするのもどうかということで、職種別のほかの職種についても定めていったというような経緯があると伺っています。

○会長 はい。ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ほかの委員の方々、いかがでございましょうか。

○委員 「工事又は製造の請負契約」につきまして、熟練労働者と見習いを分けるというのは、先ほどのお話もありましたとおり、熟練労働者の報酬のほうが、業務に見合った対価が引き下げられるという恐れもあるので、これを分けてやるというのは合理的だと考えます。

その上で、基準につきましては、条例に7条の1項の1号、2号に書いてありますとおり、公共工事設計労務単価で、その基準に則するというのは条例どおりなので、それも問題ないと思っております。

労務単価に乗じる割合ですけれども、こちらにつきましては、区の実情とかもございますので、私のほうからはっきり申し上げることではないとは考えているのですけれども、基準につきましては、この設計労務単価のほうでやるというのは、妥当だと考えております。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、一応皆様の考え方を伺いますと、熟練労働者・一人親方と見習い・手元等の労働者、これは分けて考える、と。この点についてはご異存がな

いかと思います。

また、その基準でございますが、職種別の設計労務単価を用いて割合を決めていく。この方向という点ではよろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、この考え方に基づきまして、次回、参考資料を踏まえて、具体的な割合の設定についての議論をし、答申案を決定するというふうにしたいと思っています。

引き続きまして、工事製造以外の請負契約、それから業務委託の労働報酬下限額についてのご意見を伺ってまいりたいと思います。

この区分につきましても、業務ごと、職種ごとの個別に下限額を設定するのか、一律とするのか、あるいは下限額の設定について、区の常勤、または会計年度任用職員の給与表、時間単価を基に下限額を設定する。このあたりが論点になろうかと思いますが、委員の皆様方のご発言を頂戴できればと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○委員 事務局が作成した資料5と別紙を先ほど拝見いたしました。業務ごとに下限額を定めた場合、その差を合理的に説明できる根拠が必要になるかと思いますが、それはかなり難しいように思います。先行自治体の例では、単価の端数をちょっと丸めても影響なさそうなものがある一方で、下限額がどうしてもこんなに高いのかなというのがありまして、ちょっと理解しがたい単価があるように思われます。

あと、資料7にあったように、杉並区は、最低賃金に近い支払い実態がある、この労働集約的な業務支払い賃金を改善したいという意向があると、私のほうでは思っていますので、どの対象業務であっても、少なくともこの金額以上の賃金は払ってもらいたいという金額を下限額として定め、受注者に守ってもらおうというやり方が分かりやすいかなと思います。

○委員 質問ですが、参考資料の6項に「杉並区職員給料等を1時間あたりに換算した単価」の一覧がありますが、審議会が業務委託の労働報酬下限額をこの資料の単価よりも高く定めると、受託事業者は区が直接雇用する労働者の報酬よりも高い賃金を払わざるを得ないという状況になるとと思いますが、事業者にそこま

で負わせるのはいかなものかなと考えております。私は、区の常勤または会計年度任用職員の給料表、時間単価を基に、区より若干低めとか同程度になる労働報酬下限額を定めるのがいいのかなと思っております。

それから、私どもの組合の業務従事者の中に、正規、アルバイト、パートがおりますが、最低賃金に近い支払いをしているのは、先ほどの表でありましたパート労働者が多いということをつけ加えておきます。

○会長 ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様方からもご意見頂戴したいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○委員 業務委託の契約については、基準につきましては、条例7条の1項2号で、最低賃金法や区の職員の報酬の基準を勘案して決めるということなので、こちらを勘案して決めるということは妥当だと考えております。

業務ごとで分けて考えるかということですが、条例の運用しやすさから考えますと、一番下の最低金額というのを決めた上で柔軟に考えるというのが運用しやすいのかなと考えますので、業務ごとに区分するよりは、設けないほうがいいと考えております。

○会長 はい。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○委員 分かりやすいのが一番なのかなという部分が最初の部分ではあろうかと思えますので、一律というのも一つの考え方とっております。

ただ、一方で、職種によっては、賃金が安い職種もありますので、運用の中で見ていけるのかというところをセットで考えていき、その辺の仕組みや考え方を整理していく必要があると思います。

○会長 ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

○委員 一律にされたほうが、単純に分かりやすく、いいものになるのでしょうかけれども、本当にこの有資格者の方とかがそちらの下限額のほう引っ張られてしまつて、いい人材がほかに回るといった恐れが非常にあるのかなと思います。例えば自分が働くときに、隣の区に行けば同じ仕事の内容で200円高ければ、隣の区に行くのが、人間としての普通の考えだと思います。

そうすると、もちろん工事と一緒に、ちゃんとしたものが払われて、ちゃんとした仕事の内容、状態がよければ、やっぱり人間そちらに流れるのが常だと

思います。今回、杉並区で、条例の実効性を担保していけば、いい人材が杉並区に集まると思うので、そうすると、建物も人材もいいものが育つ。会社ももちろん存続でき、経済も回るという、そういった、条例と思っています。一律にされた場合でも、委員がおっしゃったように、ちゃんとそこを見ていくような仕組みを考えていただければなと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○会長 ご意見を伺っておりますと、出発点としては、分かりやすく一律を採用してはいかかかというのが大勢だったように思います。ただ、その後の実施状況を見て少し考えていきたいと思います。ということだろうかと思えます。

その額につきましては、幾つかご案内がございましたように、一方では、事業者としては、現在の先行自治体の下限額は厳しいのではないかというご意見があります。また、杉並区の事業者の状況を踏まえるということと同時に、ある種の競争力をどう確保していくのかという問題もございます。下限額については、一律で考えていくという方向にし、差し当たりのところでは、区の公契約条例ということもございますので、やはり区の職員の方々の給料表とか時間単価、ここが一つの参考になろうかと思えますので、こうしたことを参考にしていくということによろしいかと思えますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。

それでは、今お示した考え方に基つきまして、次回、区の職員の方々の給料表を参考にして金額を設定するか議論をしたいと思えます。その上で、答申案を決定したいと存じます。

最後に、指定管理協定について、同様にご意見を頂戴したいと思えますが、いかがでございましょうか。

○委員 指定管理協定の業務というのが、受付窓口業務とか建物清掃、警備とか、ほとんど委託が一本化したようなもので、これは委託に準じるという形でよろしいと思えます。

○会長 はい。ありがとうございます。

この点、よろしいでしょうか。先行自治体もほぼ同じような立場を取っているようにございますので、業務の性質が全体として労働集約的であるということで、業務委託に準ずるとこのように考えまして、労働報酬下限額は業務委託と同額にするということによろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。それでは、そのように考えさせていただきます。今後の議論に向けて、答申後に区が労働報酬下限額を告示するわけでございますが、どの時点の賃金を基にするかを確認したいと思いますが、公共工事設計労務単価を基にするということですが、これは令和3年3月公表の設計労務単価を基にするということで、よろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。次に、工事以外のところでございますが、区の給料表時間単価でございますが、特別区人事委員会給与勧告の時期がやや遅れるということでございますので、令和2年度の給料表時間単価を基に、次回審議会で地域事情等を勘案し、答申案を示し、改めて特別区人事委員会給与勧告後の区の職員給料表、時間単価を基に、第3回審議会で答申案を議論して、年内に答申を出すと、こういうことによろしゅうございますでしょうか。

(了承)

○会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さん方にご意見を頂戴いたしまして、令和3年度における労務報酬下限額の区分ごとの選定の考え方、それから直近の設計労務単価、区の給料表、時間単価を基にする、これが決定できたというふうに思います。

次回につきましては、設計労務単価に対する具体的な割合、また業務委託、指定管理協定の金額を定め、答申案をまとめてまいりたいと存じますので、委員の皆さんには引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

何か、ほかにご意見はございますでしょうか。

(なし)

○会長 ないようでしたら、第1回の審議会をこれにて閉じたいと存じますが、次の日程について、事務局のほうからご確認いただけますでしょうか。

○事務局 次回の日程についてお知らせいたします。お手元に各委員の方からご提出い

いただきました、日程調整の結果を配付いたしました。第2回杉並区公契約審議会の開催候補日として、10月28日水曜、午前10時から、11月2日月曜、午後2時からが候補日として挙がりました。

恐れ入りますが、日時をご確認の上、決定いただけないでしょうか。

○会長 はい。ありがとうございます。

何かご意見はございますでしょうか。よろしければ、11月2日は祝日との間ということもございますので、10月28日の水曜日10時からということで、いかがでございますでしょうか。

(了承)

○会長 はい。それでは、そのように決定させていただきたいと存じます。

○事務局 開催通知につきましては、後日、会長名で発信させていただきます。

○経理課長 それでは、審議会の委員の皆さん、大変お疲れさまでした。本日、貴重な審議を頂きまして、次回に向けて活発にご議論いただきましたので、本日の目標につきましては、これで達成できました。今日は本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

○会長 どうもありがとうございました。